

議第109号

呉市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

呉市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(呉市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 呉市職員の給与に関する条例(昭和27年呉市条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、呉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成7年呉市条例第25号。以下「勤務時間等条例」という。)第2条から第5条までに規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。以下同じ。)を除いたものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(災害派遣手当)</p> <p>第14条の7 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条(同法第183条において準用する場合を含む。))及び新型インフルエンザ等</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、呉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成7年呉市条例第25号。以下「勤務時間等条例」という。)第2条から第5条までに規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。以下同じ。)を除いたものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(災害派遣手当)</p> <p>第14条の7 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条(同法第183条において準用する場合を含む。))及び新型インフルエンザ等</p>

<p>対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第44条</u>において準用する場合を含む。）又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員が，住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する場合に，その者に対して支給する。</p> <p>2・3 略</p>	<p>対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第26条の8</u>において準用する場合を含む。）又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員が，住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する場合に，その者に対して支給する。</p> <p>2・3 略</p>
---	---

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年呉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に，下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項，第14条の3の2第1項及び第2項並びに第14条の4第2項の規定の適用については，給与条例第2条第1項中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。以下同じ。）」とあるのは「，災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。以下同じ。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年呉市条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第3項の特定任期付職員業績手当」と，給与条例第14条の3の2第1項中「前条の規定により時間外勤務手当，休日勤務手当又は夜間勤務手当の一部又は全部を支給されない職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と，給与条例第14条の3の2第2項中「12，000円を超えない範囲内にお</p>	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項，第14条の3の2第1項及び第2項並びに第14条の4第2項の規定の適用については，給与条例第2条第1項中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。以下同じ。）」とあるのは「，災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。以下同じ。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年呉市条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第3項の特定任期付職員業績手当」と，給与条例第14条の3の2第1項中「前条の規定により時間外勤務手当，休日勤務手当又は夜間勤務手当の一部又は全部を支給されない職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と，給与条例第14条の3の2第2項中「12，000円を超えない範囲内にお</p>

いて規則で定める額」とあるのは「12,000円」と、給与条例第14条の4第2項中「100分の220」とあるのは「100分の165」とする。 3～6 略	いて規則で定める額」とあるのは「12,000円」と、給与条例第14条の4第2項中「100分の220」とあるのは「100分の165」とする。 3～6 略
--	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び地方自治法の一部改正に伴い、所要の規定の整理をするため、この条例案を提出する。